

保育所及び認定こども園における保育士等の配置基準の特例について①

○ 特例の内容

「北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則」及び「北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例施行規則」（以下「条例施行規則」という。）において、以下の「職員配置に係る特例」を定めている。

① 朝夕の子どもが少数となる時間帯における特例

特例適用前	7:00	8:30	11:00	16:00	17:30	20:00
保育士A						
保育士B						
保育士C						
保育士D						



特例適用後	7:00	8:30	11:00	16:00	17:30	20:00
保育士A						
保育士B						
保育士C						
保育士D						
子育て支援員E						
子育て支援員F						

保育所及び認定こども園では、年齢別で定める配置基準により算定される保育士を最低2名配置する必要があるが、朝夕等の子どもが少数となる時間帯に限り、その内1名は、保育士資格を有しない子育て支援に関する研修を修了した者（以下「子育て支援員」という。）を配置可能とする。

② 幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用

幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭を、必要な保育士数の3分の1を超えない範囲内で、保育士の代わりとして配置可能とする。

③ 認可基準以上の保育士配置に係る特例

認可基準上
要数（15名）
=保育士



上回って配置
（3名）=子
育て支援員

保育所等を1日につき8時間を超えて開所していることにより、認可の際に必要なとなる保育士に加えて保育士を確保しなければならない場合に、上回って配置する者について、子育て支援員を配置可能とする。ただし、この場合においても、必要保育士数の3分の1を超えない範囲内（例：15名の場合最大5名）に限ることとする。

保育所及び認定こども園における保育士等の配置基準の特例について②

○ 特例の適用要件等

適用要件については、「条例施行規則」において、「知事が別に定める要件」として整理されている。以下ア～エが「知事が別に定める要件」であり、ア～エのすべてに該当する保育所等に対して、本特例を適用できることとしている。

ア 施設型給付費等に係る「処遇改善等加算Ⅰ」及び処遇改善等加算Ⅱ」を取得していること。（公立保育所については賃金水準が低下することのないよう処遇改善に努めていること。）

イ 保育士と保育補助を担う子育て支援員との業務分担を明確にし、あらかじめ事業所の全ての職員に周知すること。

ウ 保育士の雇用や就業継続、職場の勤務環境改善に取り組むこと。

エ 子育て支援員に対する研修機会を確保していること。

・「当分の間」について

条例施行規則第13条第1項から第3項までの各項に定める「当分の間」について、道の第四期子ども未来づくり計画が終了する令和6年度までとする。

・各特例の適用条項の確認について

届出受理後における各特例の適用状況や勤務環境改善に向けた取り組みの状況については、定期の指導監査により確認を行うこととする。

・市町村への情報提供について

保育士確保の取り組みについては、保育所だけではなく市町村も連携して対応する必要があることから、特例の届出があった場合は、各（総合）振興局から市町村へ情報提供することとする。

保育所及び認定こども園における保育士等の配置基準の特例について③

○ 特例の実施状況について

	令和元年9月1日	令和6年9月1日
市町村数（自治体）	11	18
利用園数（園）	20	36
① 朝夕の子どもが少数となる時間帯における特例（名）	17	60
② 幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用（名）	5	9
③ 認可基準以上の配置に係る特例（名）	8	42

※（ ）は単位

○ 道としての考え方

道では継続して保育士不足が課題となっているところ、5年前と比較して本特例を活用している園と特例により従事している子育て支援員は増加しており、アンケートでも特例の継続を求める声が多い結果となっている。

こうした状況を鑑み、保育の担い手の裾野を拡げるとともに、保育士の勤務環境の改善につなげるため、本特例については、引き続き次期道計画の最終年度となる令和11年度まで延長することとしたい。

○ アンケート結果について

本特例について「継続が必要」を選択した割合		
市町村	事業者	保育関係団体
61% (100%)	72% (96%)	100%

※（ ）は「意見なし・どちらでもよい」を併せた割合

現行の要件について「継続が必要」を選択した割合		
市町村	事業者	保育関係団体
58% (97%)	66% (91%)	92% (100%)

※（ ）は「意見なし・どちらでもよい」を併せた割合

その他意見(自由記載)
ご意見（一部抜粋） ・保育士を助ける事が出来る人材の確保 ・地方における保育士不足解消に必要と思われるため ・「保育士」不足の状況において、ある程度有効であると思う ・子育て支援員は、今後も人員不足を解消するために必要 ・事務手続きの簡略化を希望します